条約

政府調達に関する協定を改正する議定書をここに公布する。

御名御璽

平成二十六年三月十九日

内閣総理大臣　安倍　晋三

条約第四号

政府調達に関する協定を改正する議定書

千九百九十四年四月十五日にマラケシュで作成された政府調達に関する協定（以下「千九百九十四年協定」という。）の締約国は、

千九百九十四年協定第二十四条7(b)及び(c)の規定により新たな交渉を行って、

ここに、次のとおり協定する。

1　千九百九十四年協定の前文（目次を含む。）、第一条から第二十四条まで及び附属書の規定をこの議定書の附属書に定める規定に改める。

2　この議定書は、千九百九十四年協定の締約国による受諾のために開放しておく。

3　この議定書は、千九百九十四年協定の締約国の三分の二がこの議定書の受諾書を寄託した後三十日目の日に、それらの千九百九十四年協定の締約国について効力を生ずる。その後当該受諾書を寄託した千九百九十四年協定の締約国については、この議定書は、その寄託の日の後三十日目の日に効力を生ずる。

4　この議定書は、世界貿易機関事務局長に寄託するものとし、同事務局長は、速やかに、千九百九十四年協定の締約国に対し、この議定書の認証謄本及びこの議定書の受諾に関する通告書を送付する。

5　この議定書は、国際連合憲章第百二条の規定により登録する。

二千十二年三月三十日にジュネーブで、改正後の千九百九十四年協定の附属書に関して別段の定めがある場合を除くほか、ひとしく正文である英語、フランス語及びスペイン語により本書一通を作成した。

政府調達に関する協定を改正する議定書の附属書

前文

この協定の締約国（以下「締約国」という。）は、

国際貿易の一層の自由化及び拡大を図り、かつ、国際貿易を規律する枠組みを改善するため、政府調達に関する効果的な多角的枠組みの必要性を認め、

政府調達に係る措置は、国内の供給者、物品若しくはサービスに保護を与えるように、又は外国の供給者、物品若しくはサービスの間に差別を設けるように立案され、制定され、又は適用されるべきでないことを認め、

政府調達制度の信頼性及び予見可能性が、公的資金の効率的かつ効果的な管理、締約国の経済の良好な運営及び多角的貿易体制の機能にとって不可欠であることを認め、

この協定に基づく手続上の約束は、各締約国の個別の状況を考慮に入れるため十分に柔軟であるべきであることを認め、

開発途上国、特に後発開発途上国の開発上、資金上及び貿易上のニーズに留意する必要を認め、

政府調達に係る措置が透明性を有すること、透明性のある、かつ、公平な方法で調達を実施すること並びに腐敗の防止に関する国際連合条約等の適用のある国際文書に従って利益相反及び腐敗した慣行を回避することの重要性を認め、

この協定の適用を受ける調達のために電子的手段を使用すること及びその使用を奨励することの重要性を認め、

この協定の締約国でない世界貿易機関の加盟国によるこの協定の受諾及びこの協定への加入を奨励することを希望して、

ここに、次のとおり協定する。

第一条　定義

この協定の適用上、

(a)　「商業上の物品又はサービス」とは、政府に係る目的以外の目的で、一般に商業市場において政府以外の買手に販売され、又は販売のために提供され、かつ、当該買手により通常購入される種類の物品又はサービスをいう。

(b)　「委員会」とは、第二十一条1の規定によって設置される政府調達に関する委員会をいう。

(c)　「建設サービス」とは、その手段のいかんを問わず、国際連合の暫定的な中央生産物分類第五一区分に基づく土木工事又は建築物の工事の実施を目的とするサービスをいう。

(d)　「国」には、この協定の締約国である独立の関税地域を含む。この協定において「国」を含む表現（例えば、「内国民待遇」、「国内法令」）は、この協定の締約国である独立の関税地域については、別段の定めがある場合を除くほか、当該関税地域に係るものとして読むものとする。

(e)　「日」とは、暦日をいう。

(f)　「電子オークション」とは、供給者が新たな価格又は価格以外の入札の要素（数値化することができ、かつ、評価基準に関連するもの）に係る新たな数値のいずれか又は双方を提示するための電子的手段の使用を伴う反復的な手続であって、その結果により入札の順位を決定し、又は更新するものをいう。

(g)　「書面」とは、文言又は数字による表記であって、読むことができ、複製することができ、かつ、後に伝達することができるものをいう。当該表記には、電子的に送付され、及び保存される情報を含めることができる。

(h)　「限定入札」とは、調達機関が、自己が選択した供給者と折衝する調達方法をいう。

(i)　「措置」とは、対象調達に関する法令、手続、行政指導若しくは行政上の慣行又は調達機関による行為をいう。

(j)　「常設名簿」とは、供給者として調達に参加するための条件を満たしていると調達機関が判断した供給者の名簿であって、調達機関が複数回使用する意図を有するものをいう。

(k)　「調達計画の公示」とは、調達機関が関心を有する供給者に参加申請書、入札書又はその双方を提出することを招請するために行う公示をいう。

(l)　「調達の効果を減殺する措置」とは、国内の物品若しくは国内のサービスを組み入れること、技術の使用を許諾すること、投資を行うこと、見返貿易を行うこと又はこれらと同様の措置をとり、若しくは要求すること等、締約国内の開発を奨励し、又は締約国の国際収支を改善する条件又は約束をいう。

(m)　「公開入札」とは、関心を有する全ての供給者が入札を行うことのできる調達方法をいう。

(n)　「者」とは、自然人又は法人をいう。

(o)　「調達機関」とは、附属書1の締約国の付表1から付表3までに掲げる機関をいう。

(p)　「資格を有する供給者」とは、調達に参加するための条件を満たしていると調達機関が認める供給者をいう。

(q)　「選択入札」とは、資格を有する供給者のみが調達機関から入札を行うよう招請される調達方法をいう。